

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

この補正予算は、エレベーター修繕事業において、半導体の納入に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったことから、早急に補正予算の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分したものである。

令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）

令和4年度総社市の国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、市長専決により定める。

令和5年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	2 営業費	エレベーター修繕事業	924

参 考 資 料

繰 越 予 定 事 業 明 細 書

節	1 事業費	(項) 2 営業費	(目) 1 経営費	令和4年度 支出予定額	翌年度繰越 (予定)額	左				内			記			
						収入 特定	予定 財源	未 収	の			源		定	財	源
									国 支	予 地	特 債					
10 需用費		924			924									924		
計		924			924									924		
繰越の理由	半導体の納入に不測の日数を要し、年度内完了が困難なため。															

(款) 1 事業費 (項) 2 営業費 (目) 1 経営費 (事業名) エレベーター修繕事業 (単位 千円)